

立憲民主党代表選挙に関する常任幹事会決定事項

2021年実施の代表選挙に関して、代表選挙規則に基づき常任幹事会が定める事項について、以下のとおり決定する。

記

1、代表選挙の実施方法

立憲民主党代表選挙規則第25条に基づき、任期満了選挙に準じて任期途中の代表選挙を行う。

2、有権者

立憲民主党代表選挙規則第27条に基づき、党員及び協力党員、党籍を有する地方自治体議員、国政選挙の公認候補予定者ならびに党所属国会議員による選挙によって行う。

3、代表選挙の期日及び日程

代表選挙の期日を11月30日（火）とし、11月19日（金）に告示する。また、11月29日（月）に郵便およびインターネット投票を締め切り、その後投票の予備開票及び準備作業を行う。

4、臨時党大会の招集

代表選挙実施のための臨時党大会を11月30日（火）に招集する。

立憲民主党代表選挙規則

第25条

1. 任期途中で代表が欠けた場合の代表選挙（以下この章において「任期途中選挙」という。）は、規約第14条第6項の規定の場合及び別段の定めがある場合を除き、任期満了選挙に準じて行うものとする。

第27条

1. 任期途中選挙の有権者は、次に掲げる者とする。
 - 一 選挙日程が両院議員総会で承認された日における政党助成法の届出に基づく党所属国会議員
 - 二 選挙日程が両院議員総会で承認された日における公認候補予定者
 - 三 選挙日程が両院議員総会で承認された日における地方自治体議員
 - 四 選挙日程が両院議員総会で承認された日を起算日とし2か月前において登録されている党員、協力党員（前3号に掲げる者を除く。）
2. 各有権者の投票、開票、決選投票および臨時党大会については、第10条から第17条の規定を準用する。